

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 6 月 1 日

株式会社シーラホールディングス
(旧社名：株式会社クミカ)
株式会社シーラテクノロジーズ

2025年6月1日

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
株式会社シーラホールディングス
代表取締役会長 杉本 宏之

株式会社シーラテクノロジーズ
代表取締役社長 湯藤 善行

株式交換に係る事後開示事項

株式会社シーラホールディングス（2025年6月1日付で株式会社クミカから商号変更。以下「シーラHD」といいます。）と株式会社シーラテクノロジーズ（以下「シーラ」といいます。）は、2024年12月2日付で両社間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025年6月1日を効力発生日として、シーラHDを株式交換完全親会社とし、シーラを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2025年6月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過
会社法第784条の2の規定による請求を行ったシーラの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
シーラは、会社法第785条第3項及び同条第4項の規定に基づき、2025年5月9日付で、シーラの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるシーラHDの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。が、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
シーラは、会社法第787条第3項第3号及び同条第4項の規定に基づき、2025年5月9日付で、シーラの新株予約権者に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるシーラHDの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。が、会社法第787条第1項に基づく新株予約権買取請求を行った新株予約権者はおりませんでした。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行ったシーラ HD の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

シーラ HD は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 5 月 9 日付で、シーラ HD の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるシーラの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 797 条第 1 項に基づく株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりシーラ HD に移転したシーラの株式の数は、本株式交換によりシーラ HD がシーラの発行済株式の全部を取得する直前時（以下「基準時」といいます。）のシーラの発行済株式総数 265,293 株です。なお、当該発行済株式総数は、後記 5.(4)記載の自己株式の消却後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) シーラ HD は、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2025 年 2 月 14 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) シーラは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年 2 月 14 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) シーラの普通株式は、米国ナスダック市場において 2025 年 5 月 29 日付で上場廃止となりました。

(4) シーラは、2025 年 4 月 17 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点において所有していた自己株式 1,250 株のすべてを、基準時において消却いたしました。

(5) シーラ HD は、本株式交換により、基準時のシーラの株主に対して、その所有するシーラの普通株式 1 株につきシーラ HD の普通株式 110.00 株の割合をもって、シーラ HD の普通株式を割当交付いたしました。なお、シーラ HD が割当交付した普通株式の合計は 29,182,230 株です。

(6) 本株式交換に伴い増加したシーラ HD の資本金及び準備金は、以下のとおりです。

- ① 資本金 : 0 円
- ② 資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従いシーラ HD が別途定める額
- ③ 利益準備金 : 0 円

以上